

国指定屋我地鳥獸保護区

更新計画書

平成18年11月 1日

環 境 省

1 指針

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

国指定屋我地鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

沖縄県名護市の市道伊差川原線と県道名護宜野座線の東側との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み国道505号線との交点に至り、同所から同国道横断方向に引いた線を北東に進み同線と最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）との交点に至り、同所から海岸線を北西に進み国頭郡今帰仁村字運天原東端に至り、同所から同所と屋我地島北端とを結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と東経128度1分19秒、北緯26度40分47秒に位置する岩礁北端とを結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と東経128度1分37秒、北緯26度40分35秒に位置する岩礁北端とを結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と夫振岩北端とを結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と源河川河口右岸とを結ぶ直線を南進し国道58号線との交点に至り、同所から同国道を西進し名護市稲嶺区と同国道と市道羽地2号線の西側との交点から同国道横断方向に引いた線と同国道との交点に至り、同所から同線を南進し同国道と同市道との交点に至り、同所から同市道を西進し同市道と同国道との交点に至り、同所から同国道横断方向に引いた線を西進し同線と同国道との交点に至り、同所から同国道を西進し市道羽地1号線との交点に至り、同所から同市道を西進し同国道との交点に至り、同所から同国道を西進し名護市伊差川区と同国道と市道伊差川原線の西側との交点から同国道横断方向に引いた線と同国道との交点に至り、同所から同線を南進し同国道と同市道との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線により囲まれた区域

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成18年11月1日から平成28年10月31日（10年間）

(4) 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

①国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

②国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、沖縄県の沖縄島と同島から北西に突き出した本部半島の間位置し、屋我地島及び我部祖河川下流域の陸域並びに羽地内海及び屋我地島周辺の海域から構成されている。海域は、全体の約3分の2を占めているが、陸域周辺の浅海域は干潟が発達しており、沿岸域にはマングローブ林が、陸域には畑、森林及び草地が見られる等、多様な自然環境が存在している。

干潟はシギ・チドリ類を始めとした多くの鳥類の採餌の場所や休息地として利用されており、屋我地島周辺海域に見られる岩礁は、ベニアジサシ、エリグロアジサシ等の繁殖地や休息地となっている。また、浅海域には海草類が分布し、ジュゴンの食痕も確認されており、ジュゴンの採餌の場所として利用されている。鳥類113種及び哺乳類6種にわたる多種多様な鳥獣が利用する重要な環境である。

当該区域はこれら多様な鳥獣の繁殖地、休息地及び採餌の場として利用されていることから、集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

管理方針

- ・鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ・海面利用型レクリエーションが無秩序に行われた場合、鳥獣の繁殖や生息へ影響を与えるおそれがあることから、他機関と連携した巡視活動や普及啓発活動を実施する。
- ・当鳥獣保護区が極めて価値の高い自然環境を有している地域であることについて理解を深めるため、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

2 更新の理由

シギ・チドリ類、ベニアジサシ、エリグロアジサシ、ジュゴンをはじめとする鳥獣の保護を引き続き図る必要があるため。

3 更新する国指定鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 3,224 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	211 ha
農耕地	600 ha
水面	2,128 ha
その他	285 ha

イ 所有者別内訳

国有地 70 ha

国有林	7 ha	林野庁所管	7 ha	制限林	— ha	}	保安林	— ha
				普通林	7 ha		砂防指定地	— ha
		文部科学省所管	— ha					その他
国有林以外の国有地	63 ha			国土交通省所管	33 ha			
				厚生労働省所管	30 ha			
				財務省所管	— ha			
				農林水産省所管	— ha			
				総務省所管	— ha			

地方公共団体有地	149 ha	都道府県有地	23 ha
		市町村有地	126 ha

私有地等 877 ha

公有水面 2,128 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	— ha		
自然公園法による地域 （沖縄海岸国定公園）	3,009 ha	特別地域	204 ha
		普通地域	2,805 ha
文化財保護法による地域	— ha		
森林法による地域	12 ha	潮害防備保安林	10 ha
		魚つき保安林	1 ha
		防風保安林	1 ha
砂防法による地域	— ha		
農振法による地域	553 ha		

4 更新する区域における鳥獣の生息状況

（1）当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、沖縄県名護市北西部に位置する屋我地島及びその周辺海域、並びに同市の沖縄島を流れる我部祖河川及び羽地大川の下流部集水域で構成される陸域。

イ 地形、地質等

当該区域は、北東方向に延びる沖縄島脊梁山地とその中央部付近から北西に突き出た本部半島に囲まれた区域である。区域は大きく、屋我地島、同島周辺海域及び沖縄島に分けられるが、区域内陸域の地形は全般的に緩やかであり、最も標高の高い屋我地島で約55mである。

地質は、主に呉我礫層及び国頭礫層が主体的に分布しており、局所的に仲尾次砂層、琉球層群の那覇石灰岩及び石灰質砂層が確認され、これらが起伏に富む丘陵から台地を形成し、表層では赤褐色粘土化が著しい。

羽地内海では、陸源堆積物を多く含む砂礫に覆われた水深の浅い地形が広がり、羽地内海以外の周辺海域では現世サンゴ礁堆積物が発達している。

ウ 植物相の概要

当該区域の陸域のほとんどが、本来亜熱帯常緑広葉樹林であるが、農地開発の進行により、畑地雑草群落は陸域全体の62%を占め、次いでリュウキュウマツ群落は約10%を占める。また沿岸域の海岸泥湿地にはヒルギ群落が成立している。希少種としては、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物―レッドデータブック―植物Ⅰ」（環境庁編）で絶滅危惧Ⅱ類に区分されているシマオオタニワタリ、ハリツルマサキ、ハイシバ、ヤリテンツキが確認されている。

海域では、41科116種の海藻及び海草類が確認されており、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物―レッドデータブック―植物Ⅱ」（環境庁編）で絶滅危惧Ⅰ類に区分されているホソエガサや、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物―レッドデータブック―植物Ⅰ」（環境庁編）で準絶滅危惧種に区分されているウミヒルモ、リュウキュウスガモ、リュウキュウアマモ、ベニアマモ、マツバウミジグサ、ウミジグサ、ボウバアマモが確認されている。

エ 動物相の概要

鳥類では、シギ・チドリ類、アジサシ類をはじめとし、36科113種の鳥類が確認されており、採餌、休息及び繁殖の場として当該区域を利用している。

哺乳類では、ジュゴン、ワタセジネズミなど6科6種の生息を確認しており、浅海域の海草はジュゴンの重要な餌場となっている。

両生類は3科5種、爬虫類では7科13種が確認されており、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物―レッドデータブック―爬虫類・両生類」（環境庁編）において、キノボリトカゲは絶滅危惧Ⅱ類に、ハイは準絶滅危惧種に区分されている。

魚類は59科151種が確認されており、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物―レッドデータブック―汽水・淡水魚類」（環境庁編）では、リュウキュウアユ（ただし、沖縄島産個体群は絶滅し、現在確認される個体は奄美大島から再導入されたもの）、タイワンキンギョが絶滅危惧ⅠA類に、タメトモハゼ、タナゴモドキ、アオバラヨシノボリ、キバラヨシノボリが絶滅危惧ⅠB類に区分されている。

昆虫類は94科286種確認されており、平成12年4月12日に環境省が公表したレッドリストにおいて、オキナワキリギリス、イワカワシジミ、フタオチョウ

はいずれも準絶滅危惧種に区分されている。

底生生物では、貝類で64科185種、甲殻類で22科59種が確認されており、「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）」（沖縄県編）において、貝類のうち94種及び甲殻類のうち4種が記載されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

- ・平成14年度 有害鳥獣捕獲許可件数 なし
- ・平成15年度 有害鳥獣捕獲許可件数 なし
- ・平成16年度 有害鳥獣捕獲許可件数 なし
- ・平成17年度 有害鳥獣捕獲許可件数 なし

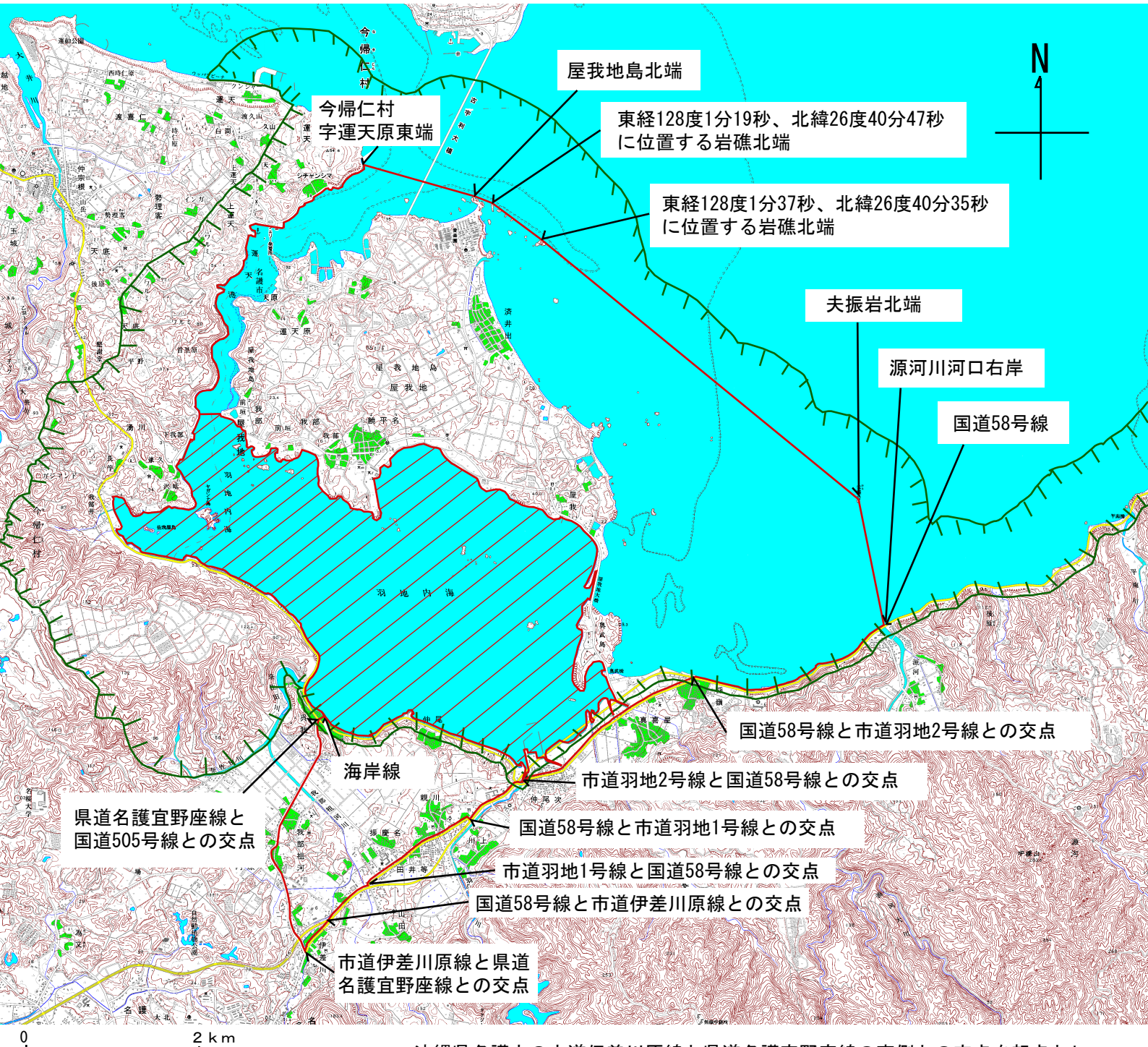
5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 国指定鳥獣保護区の維持管理に関する事項

- ①鳥獣保護区用制札 4本
- ②案内板 5基

国指定屋我地鳥獣保護区区域説明図



屋我地島北端

東経128度1分19秒、北緯26度40分47秒
に位置する岩礁北端

東経128度1分37秒、北緯26度40分35秒
に位置する岩礁北端

夫振岩北端

源河川河口右岸

国道58号線

国道58号線と市道羽地2号線との交点

海岸線

市道羽地2号線と国道58号線との交点

県道名護宜野座線と
国道505号線との交点

国道58号線と市道羽地1号線との交点

市道羽地1号線と国道58号線との交点

国道58号線と市道伊差川原線との交点

市道伊差川原線と県道
名護宜野座線との交点

凡例	
	鳥獣保護区
	特別保護地区
	沖縄海岸国定公園

沖縄県名護市の市道伊差川原線と県道名護宜野座線の東側との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み国道505号線との交点に至り、同所から同国道横断方向に引いた線を北東に進み同線と最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）との交点に至り、同所から海岸線を北西に進み国頭郡今帰仁村字運天原東端に至り、同所から同所と屋我地島北端とを結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と東経128度1分19秒、北緯26度40分47秒に位置する岩礁北端とを結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と東経128度1分37秒、北緯26度40分35秒に位置する岩礁北端とを結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と夫振岩北端とを結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と源河川河口右岸とを結ぶ直線を南進し国道58号線との交点に至り、同所から同国道を西進し名護市稲嶺区の同国道と市道羽地2号線の西側との交点から同国道横断方向に引いた線と同国道との交点に至り、同所から同線を南進し同国道と同市道との交点に至り、同所から同市道を西進し同市道と同国道との交点に至り、同所から同国道横断方向に引いた線を西進し同線と同国道との交点に至り、同所から同国道を西進し市道羽地1号線との交点に至り、同所から同市道を西進し同国道との交点に至り、同所から同国道を西進し名護市伊差川区の同国道と市道伊差川原線の西側との交点から同国道横断方向に引いた線と同国道との交点に至り、同所から同線を南進し同国道と同市道との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線により囲まれた区域